



第4章 豊かな自然環境と住環境が調和するまち

1 豊かな自然を大切にするまち

施策30 自然環境の保全

【現況と課題】

清瀬市は都心からわずかな距離に位置しながら、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、整備された農地、沿道のケヤキ並木、病院街の緑地など多様な緑が残されており、みどり率は、平成15年4月現在、46.4%と近隣市の中では高い数値を示しています。

自然や緑地は人々に潤いややすらぎ、活力を与え、快適な住環境を創出する上で重要な要素となります。しかし、都市化の波とともにみどりは次第に減少し、住環境への影響が憂慮されるなか、樹齢や樹形の優れた樹木、さらに多様な生物相をもつ雑木林や水辺の自然環境をその景観とともに保全、保護、復元することが急務となっています。かけがえのない財産である自然環境を守るため、松山、中里、御殿山にある良好な雑木林などを東京都の制度である「緑地保全地域[※]」として指定し、保護しています。

そして、人と自然が調和して共生できる環境づくりを基本理念に、市民、事業者、所有者等及び市におけるそれぞれの責務を明確にし、積極的なみどりの保全と創生に努め、みどり豊かな住環境を次の世代へ継承できるようにするため「みどりの環境をつくる条例」に基づいて、保存樹林や保存樹木を指定し、その保護に努めています。

また、市域には柳瀬川や空堀川が流れており、単に自然や緑地を保全していくだけでなく、豊かな自然環境を活かし、自然とふれあい、緑と水がまちに溶け込むことにより、個性的で魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の体系】

施策30：自然環境の保全

- └基本事業 ①自然環境の保全・育成
 - ②自然環境教育の推進
 - ③水辺環境の整備
 - ④緑地の維持・管理

【基本事業の方向】

① 自然環境の保全・育成

清瀬のケヤキ並木や雑木林等の多様な緑を、次世代へ引き継ぐべき財産として位置づけ、それらの保全に努めていきます。



昭和初期に清廉な空気を求めて、雑木林や松林に囲まれた中に結核療養所として東京府立清瀬病院の開設以来、次々と結核療養所が設立されました。広大な病院敷地に残されたこれらの雑木林や松林は、今では都市の中の貴重な緑としてその価値を残しています。

当面の課題として、移転後の都立清瀬小児病院跡地に残されるアカマツ林を保全することを視野に入れ、緑地保全地域の指定を東京都に要請していきます。中里6丁目の雑木林については、緑地公園として継続的に整備を進めるとともに、市域の自然の状況を正しく把握するために、市内の自然調査を行います。行政と市民が協働して自然環境の保全に取り組むしくみづくりを進めていきます。

＜主な取り組み内容＞

- 柳瀬川崖線緑地（台田の杜）の整備
- 保存樹林、保存樹木の指定保護と公有化
- 都立清瀬小児病院跡地の緑地保全
- 緑化基金の積立と運用
- 植生調査の実施

② 自然環境教育の推進

身近なみどりを自然環境教育の場として活用し、自然とふれあいながら、大切さを学び、自然との共生を図ることのできる人づくりをすすめます。

また、将来の地域環境や自然からの恩恵を受ける子どもたちに対し、環境に対する理解を深め、環境配慮行動を実践できるよう、環境教育を推進します。

＜主な取り組み内容＞

- 自然学習のための副読本やパンフレットの作成・配布
- 清瀬せせらぎ公園を活用した自然観察会などの体験学習の推進
- 市民、事業所等に自然環境保全意識の啓発活動
- 環境問題でのキャンペーンの実施
- カタクリまつり等の実施
- 多摩近隣各市との連携の強化

③ 水辺環境の整備

市民のふれあいの場として親水空間の創出を図るとともに、水生生物の住む潤いのある水辺環境の整備を図ります。

＜主な取り組み内容事業＞

- 親水公園の整備（清瀬橋附近）
- 河川の護岸整備の充実

※緑地保全地域・・・「東京における自然の保護と回復に関する条例」により東京都に指定される、市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域のこと



- 柳瀬川回廊の整備
- ビオトープ等の整備

④ 緑地の維持・管理

かつて、武蔵野では人とみどりが良好な関係を保ちつつ共生してきました。その武蔵野を象徴する雑木林のあるべき姿を維持するために果たしてきた農家の人たちの役割を、今後は行政と市民が協働して担っていけるよう努めます。

市では、東京都・自然活動団体と協力して、グリーンシップアクション[※]実施し、雑木林の維持管理の技術や知識の啓発に努める一方、市民との協働により「清瀬市みどりのサポーター[※]」など市民が参加しやすいシステムづくりに努めます。

また、雑木林では、その生命力を回復するために、萌芽更新等を行います。

＜主な取り組み内容＞

- 雑木林の維持管理に係わる技術の研究と習得のための講習会の開催
- 清瀬市の指定する緑地環境保全区域における保全基準に基づく管理
- 市民が参加しやすい管理システムの構築
- 萌芽更新[※]等の実施
- 落ち葉の堆肥化とその利用促進

※グリーンシップアクション…企業・NPO等と行政が連携して、保全地域で自然環境保全活動を行うこと

※清瀬市みどりのサポーター…市有林を対象に下草刈りなど雑木林の維持管理活動を行なうボランティアの登録制度

※萌芽更新…定期的な伐採後、切り株や根からの新しい芽（萌芽）を管理し育て、再び伐採を繰り返すことで雑木林を維持する方法



施策31 未来へのみどりのまちづくり

【現況と課題】

「人と自然との良好な関係を現代に呼びもどし、未来への緑のまちづくりへとつないでいく」ことを基本理念としてうたい、清瀬の特徴である豊かなみどりを市民の共通財産とし、この財産を次の世代に継承するため、市、市民、事業者及び所有者が連携・協働してみどりの保全と創生するため制定した「清瀬市みどりの基本計画」に基づき、みどりの循環都市きよせを目指しています。

しかし、宅地開発に伴う雑木林の伐採や農地の減少などによってみどりの自然環境は失われつつあります。そのため、緑地保全基金*等による公有地化の促進を図ります。また、東京都に対して、市内にある良好な雑木林等の保全区域化を要望していきます。

現在、市民と共にまちなみを緑や花で飾ることによって、新たな環境の創出に取り組んでいますが、さらに柳瀬川回廊の整備により、親しみと潤いのある水辺空間をもつ柳瀬川流域一帯を、河川や崖線の緑地を保全するだけでなく、流域の水辺、緑、親水施設、文化財を遊歩道でネットワーク化し、水と緑の回遊空間を創出しています。これらの自然環境を次世代へ引き継いでいくことが今後の課題です。

【施策と体系】

施策31：未来へのみどりのまちづくり

- └基本事業 ①ふれあい空間の緑化
- ②みどりの創出に向けた取り組みの推進

【基本事業の方向】

① ふれあい空間の緑化

公園や駅前広場、街角や沿道空間、ポケットパーク等に季節の草木や花が四季を通じて楽しめるよう植栽し、それらを通してふれあいの機会を創出し、日々の暮らしの中で身近なみどりを感じてもらえるような個性的で魅力ある都市景観づくりを推進していきます。

＜主な取り組み内容＞

- 公園・駅前広場・けやき通り等の公共空間での花のあるまちづくり事業の推進
- 沿道緑化の推進（生け垣等の奨励）
- 市民参画による緑化事業の推進
- みどりのネットワーク化の形成

② みどりの創出に向けた取り組みの推進

緑地保全基金等による公有地化の促進を図るとともに、良好な雑木林等を東京都の

※緑地保全基金…雑木林等自然環境の保全及び育成事業（緑地保全事業）を推進するため設けられた基金



保全地域として要望していきます。

また、人々がみどりを知り、触れ、親しめるしくみづくりや、みどりに親しむ機会づくりを進めるとともに、関係条例の適正な運用を図り、緑の創出に向けた取り組みを推進します。

＜主な取り組み内容＞

- みどりの散策マップや樹木の案内板の設置などPRの強化
- 緑化活動団体の支援・育成
- みどりの環境をつくる条例等による緑化の推進



2 だれもが住みやすい快適なまち

施策32 自然と調和した住環境の整備

【現況と課題】

市民の財産である柳瀬川や空堀川の流域や崖線に広がる緑地には、野草や野鳥など、自然環境に富んだ、憩いの水辺空間が形成されています。

この水と緑に恵まれた自然環境も、大規模な宅地開発により緑は減少の一途にあるほか、景観をも損ねるなど、私たちの住環境に大きな変化をもたらしています。清瀬市は、市民や事業主との協働により、自然環境を守り、育み、自然と調和した快適な住環境を整え、整然とした街並みを形成するため、今後のまちづくりの規範となる「清瀬市住環境の整備に関する条例」を平成18年3月に制定しました。市民とともに制定したこの条例に基づき、住み続けたいまちづくり、快適な暮らしができる都市景観の形成に努めます。清瀬の豊かな水と緑の空間を借景とした健全で良好な市街地環境の形成を図るためには、宅地等の開発に対する適切な指導が必要であり、地区計画等の理解や認識を高めるための普及啓発を通して自然と共生していく市民の共通認識を醸成し、個性のあるまち並みを形成していくことが重要です。

また、国の住宅政策が大きな転換期を迎え、東京都や市区町村の住宅政策にも大きな影響を与えるなか、だれもが安全で安心して暮らし、住み続けられる居住環境の整備等がより一層求められています。市民の住生活の安定の確保及び市民の住宅の居住水準の向上を目指し、住宅の増築、改築及び修繕などの住宅改良に対する支援に努める必要があります。

さらに、加速化する高齢社会に向けて、都営住宅、公社住宅や公団住宅等公的住宅をはじめ、民間住宅においても、障害者・高齢者・子ども等すべての人が利用できるようユニバーサルデザインの導入を積極的に推進していくことが重要です。

【施策の体系】

施策32：自然と調和した住環境の整備

- └ 基本事業 ①都市景観の形成
- ②地区計画等の推進
- ③秩序ある良好な市街地形成
- ④福祉対応型住宅等の整備
- ⑤住宅改良支援制度の充実



【基本事業の方向】

① 都市景観の形成

清瀬市の木となっているケヤキが清瀬駅南口周辺と志木街道上清戸付近において、美しい緑の並木道を形成しており、特に志木街道上清戸付近のケヤキ並木は新東京百景にも選ばれています。快適な都市空間の重要な要素である美しさややすらぎを市民が日常生活の中で実感でき、また、災害時にはオープンスペースとしての機能を持つ豊かな自然や農地など、清瀬の持つ地域特性を活かしながら良好な景観形成を図る必要があります。都市景観について、市民や事業所の関心を高めていくとともに、市民との協働による自然と調和した都市景観づくりを目指します。また、良好な景観が有する意義や重要性を明確にし、景観に対する意識を高め、景観に配慮した良好なまちづくりを継続的・段階的に推進します。

＜主な取り組み内容＞

- ケヤキ並木景観の保全
- 都市景観意識の啓発

② 地区計画等の推進

健全で良好な市街地環境の形成を図るため、地域住民の賛同のもとに対象地域を選定し、地区計画や建築協定等の推進に努めます。

＜主な取り組み内容＞

- 地区計画等の推進
- まちなみづくりの啓発

③ 秩序ある良好な市街地形成

秩序ある良好な市街地の形成と生活環境の向上を図るため、一定規模の宅地分譲や共同住宅、マンション及び事業所等の建築行為については、都市計画法による開発行為等の規制と合わせて、無秩序な市街地化の進行を防止し、計画的な市街地形成に向け、清瀬市住環境の整備に関する条例の適正な運用に努めます。

＜主な取り組み内容＞

- 「清瀬市住環境の整備に関する条例」の適正な運用

④ 福祉対応型住宅等の整備

市営住宅の老朽化に伴い、土地の高度利用を図るとともに、高齢者向け住宅及び障害者向け住宅の一定戸数を確保し、居住環境の向上を図ってきました。都市基盤施設の整備と資金融資制度等の活用を図りながら、地域特性に配慮した、多様な居住空間に富み、年齢各層に応じた良質な民間住宅建設の誘導に努めます。また、公的住宅及



び民間住宅の新築や建て替えに際しては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉対応型住宅の整備・拡充を要請していきます。

＜主な取り組み内容＞

- 良質な民間住宅・ユニバーサルデザイン住宅の啓発
- 地域住宅計画の策定

⑤ 住宅改良支援制度の充実

市民の生活環境の向上を図るため、市民が自己の居住する家屋を増築、改築及び修繕する場合に、市が金融機関に斡旋して必要な資金を融資する制度や市内の建設業者等施工業者を斡旋する制度の充実に努めます。

＜主な取り組み内容＞

- 住宅改良資金融資斡旋事業の充実
- 住宅増改築等工事斡旋事業の充実

**施策33 公園の整備****【現況と課題】**

都市施設としての公園は、子どもからお年寄りまでだれもが自由に遊び、憩い、やすらげる場であるとともに、都市を緑化し、災害時の避難場所となるなど、市民生活にとってなくてはならない施設です。

しかし、市街化の進展に伴って市民が自由に利用できる空間は減少しつつあることから、市民生活に身近な公園を求める声が高まっています。また、一方で、利用頻度の少ない公園や、管理が行き届かない公園も点在している実態があります。

現在、清瀬市の公園は、平成19年8月現在107か所、約232,350 m²（うち都市公園は約50,600 m²）となっていますが、これを市民1人あたりに換算すると3.15 m²（同0.68 m²）となり、国が示した標準面積の水準（都市公園として5 m²/人）にはまだ達していない状況にあります。

従って、今後も児童遊園や運動公園、地域の特性を活かした自然公園、広場など市民のニーズに対応した特色のある公園を計画的に整備し、身近な公園施設の改善や施設点検を含めた維持管理については、地域住民が主体となった管理・運営の導入など市民との協働による地域に密着した公園の整備を推進します。

【施策の体系】**施策33：公園の整備**

- └基本事業 ①計画的な公園の整備
- ②公園管理の充実

【基本事業の方向】**① 計画的な公園の整備**

日常の中で気軽に訪れることができ、多様な市民ニーズに応じて親水公園や自然遊園など特色のある公園の整備を計画的に推進します。当面は、国有地である大和田通信基地の無償貸与等による5万m²の大規模公園の整備を図っていきます。

公園施設整備に当たっては、耐震性防火水槽の設置などにより公園の持つ防災機能を高めるとともに、多様化する運動・健康・体力づくりの需要に対応し、さらに障害者や高齢者、子どもなどのすべての市民に利用しやすいユニバーサルデザインの導入を進め、人にやさしい公園づくりを目指します。

また、市民により親しまれ、地域への愛着をさらに深めることができるよう計画の段階から維持管理まで市民の手による公園づくりができるしくみをつくり、市民参加による公園整備を推進します。特に地域に密着した公園については、地域の人々が集い、楽しめる場として、地域コミュニティの育成を図るためにも、地域住民などによ



る施設の管理運営を視野に入れた公園づくりを進める必要があります。

＜主な取り組み内容＞

- 大規模公園の整備（仮称：大和田公園）
- 多様な機能を持った特色のある公園の整備
- 市民参加型公園づくりの推進

② 公園管理の充実

地域に密着した公園として、だれもが安全で安心して利用できるよう、シルバー人材センター等に管理委託しておりますが、今後は、市民との協働による公園の維持管理の更なる充実を図ります。

また、利用頻度が著しく低下した広場や公園について、統廃合を含め今後の活用を検討します。

＜主な取り組み内容＞

- イスと遊具の設置・改修
- 広場と公園の改良・統廃合
- 公園を自主的に管理できるしくみづくり
- 公園ボランティア活動への支援
- 公園の有料駐車場の設置検討



3 環境にやさしい循環型のまち

施策34 ごみ減量化・資源化の推進

【現況と課題】

平成13年1月に循環型社会形成推進基本法が施行され、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進する基盤が確立し、発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）の3Rの推進により、限られた資源を有効に活用する循環型社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。

また、平成12年から14年度の間に容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法等のリサイクル関連法が施行、改正されました。さらに多摩地域では、ごみの発生抑制や排出抑制、分別の徹底、費用負担の公平化を図る目的として、家庭ごみの有料化を実施する自治体が増え、清瀬市でも平成13年6月に多摩地区では3番目に家庭ごみの有料化を導入し、その後、プラスチック専用袋の導入を行ないました。市民の皆様のご協力により、平成14年度から4年連続1人1日当たりの総ごみ量が東京都多摩地域30市町村の中で最少になるなど、ごみの減量は着実にその成果をあげています。しかし、ごみゼロのまちを目指すためにはまだ十分とはいえません。

さらに、二ツ塚最終処分場の有効活用と安全な埋め立て対策の推進を図り、最終処分場を延命するための事業として、多摩25市1町で運営している東京たま広域資源循環組合によるエコセメント工場が平成18年7月から本格稼働し、組織団体の焼却施設より搬入された焼却残渣等の資源化を行っています。

今後の課題として、第一に発生抑制、次に再使用、最後に再生利用の3Rの推進を図り、発生したごみ等については、柳泉園組合において共同処理を行っている東久留米市や西東京市、また、最終処分施設を管理している東京たま広域資源循環組合の関連団体と連携し適正に処理し、循環型社会の実現を図る必要があります。

【施策の体系】

施策34：ごみ減量化・資源化の推進

- └ 基本事業 ①廃棄物の発生抑制
- ②分別収集システムの促進と循環システムの構築
- ③環境美化の推進

【基本事業の方向】

① 廃棄物の発生抑制

ごみを発生させないまちを目指して資源有効利用促進法で示された、3R（発生抑



制・再使用・再生利用)の普及、啓発を市民、事業者に対して行います。レジ袋削減のためマイバッグ運動、生ごみ処理機器の普及促進など家庭でのごみの発生抑制への取り組みや、事業所から排出される廃棄物の減量化と資源化を促進します。

＜主な取り組み内容＞

- ごみ減量とリサイクル推進計画の策定
- ごみ減量に関わる補助金拡大
- 生ごみ処理機器の普及促進
- 市民やNPOと協働したごみ減量施策の実施

② 分別収集システムの促進と循環システムの構築

古紙、缶、びん、ペットボトル等の資源物分別収集システムをさらに拡充し、再資源化に対する意識の普及と高揚を図り、ごみの削減やリサイクルなど環境負荷低減への取り組みを学校教育や生涯学習の場を通して、また広報等により啓発していきます。

＜主な取り組み内容＞

- 市民・事業者へのリサイクル活動の支援
- 環境学習の実施と支援
- 生ごみの堆肥化の促進、循環システムの構築
- 事業所等における自己処理体制の確立
- フリーマーケットの拡充
- 古紙集団回収の促進
- 事業所等への自己回収の要請
- 分別収集の周知徹底
- 缶、びん等資源物置場の拡充
- プラスチック類回収の実施

③ 環境美化の推進

まちの美観を損ね、衛生上好ましくない吸い殻、空き缶などのポイ捨て、犬のふん等の散乱や危険行為となる歩きタバコを防止するため、市と市民、事業者の責務を明らかにし、環境美化を推進します。市民やボランティア団体、企業とともにアダプトプログラムに取り組み市内各地域での清掃活動を実施し、清瀬市自然保護レンジャーと協力して不法投棄防止、ゴミの持ち帰り等環境マナーの啓発と注意を行うなど、清潔で美しい生活環境の維持に努めます。

＜主な取り組み内容＞

- 清瀬市まちを美しくする条例による重点地区美化の徹底
- 市内一斉清掃の拡充



- 清瀬市まち美化プログラム(アダプトプログラム)の拡充
- 不法放置・投棄防止の対策の実施
- 雑草地の適正な管理
- ネズミ類及び衛生害虫の駆除に係る調査
- 環境美化に対する意識の共有化
- 市民・事業者・市の連携及び協力体制の構築

施策35 生活環境の保全

【現況と課題】

一般環境における大気・土壌中のダイオキシン類の調査を、2地点で毎年実施しており、平成19年度の調査結果では、全調査地点で環境基準を大きく下回っています。市内には、ダイオキシン類を発生させる大規模な焼却施設はないものの、大気中におけるダイオキシン類の影響は広域的に渡るため、市では、これからも東京都や近隣市へその対応を働きかけていくとともに、野焼き・簡易焼却炉等による焼却防止のため職員によるパトロールを実施するなど、ダイオキシン類の発生を抑制するための対策に取り組んでいきます。また、地球規模での環境問題として地球温暖化への対策が急務となる中、現行のエコアース計画を見直し、今後は、市民、事業者、行政の連携のもとに、一体となって地球温暖化対策に取り組むことが必要です。

市民が快適に暮らせる住環境とするため、都市・生活型公害への対応など、生活環境の保全活動を推進していく必要があります。

【施策の体系】

施策35：生活環境の保全

- └ 基本事業 ①都市・生活型公害対策の実施
- ②環境に配慮した活動の促進

① 都市・生活型公害対策の実施

化学物質等の削減対策として、温室効果ガスの削減やダイオキシン等の環境ホルモンの削減対策に努め、公害のないきれいな空気の確保と市民の健康の保護及び生活環境の保全に向け、市民・事業者・行政が一体となって持続可能な環境共生社会の構築を目指します。

また、各種環境調査を実施し、常に環境の状況を把握するとともに発生源対策や公害防止に関する啓発活動を行い、都市・生活型公害の防止に努めます。

<主な取り組み内容>

※アダプト制度・・・ボランティアとなる住民や地元企業が、「里親」になり、引き受けた道路や河川などの公共施設を「養子」とみなして、定期的に清掃や植栽の管理などの世話をするもの



- 環境ホルモン調査の広域・同日調査の実施及び情報提供
- 近隣市等との合同パトロール・情報交換の緊密化
- 土壌・河川水質調査と水生生物の確認調査
- 大気汚染物質の排出抑制
- 騒音・悪臭等防止のため発生源に対する指導
- 環境保全意識の向上・啓発活動の推進

② 環境に配慮した活動の促進

清瀬市ではこれまで環境問題に対し、環境基本条例を制定し、環境基本計画の策定を行ない、また、一事業者としてもエコアース計画を策定し、行動計画に基づき省資源、省エネルギーを実践し、環境負荷を低減する活動に取り組んできました。

今後も、エコアース計画の見直しやノーカーデーの検討、公用車への低公害車の導入など省エネルギーの普及・啓発に努め、エネルギー対策の促進を図り、地球温暖化の防止や環境負荷低減活動をはじめとした環境に配慮した活動について、自然エネルギー活用機器の設置の普及・啓発に努めるなど市民や事業者とともに取り組まなくてはなりません。

<主な取り組み内容>

- 家庭の省エネ意識の普及・啓発
- 自転車・公共交通機関の利用促進
- 自然エネルギーの利用促進